

# 子どもの権利

第31号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2023年12月1日

## 「こども大綱策定に向けた 中間整理に対する意見書」

子どもの権利委員会幹事 柳 優香 (福岡県弁護士会)

2023年9月29日に、こども家庭庁において、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」が公表されるとともに、これに対する意見募集(パブリックコメント)がなされた。当連合会としては、本年7月13日付けで「子どもの権利条約に基づくこども大綱の策定を求める意見書」を公表していたが、さらに、中間整理を受けての意見書を提出した。以下概要である。

### 1 意見の趣旨

#### (1)「子どもの権利条約」について

これまで、政府は、「児童の権利に関する条約」と称してきたが、中間整理では「子どもの権利条約」と表記した。「児童」という表現には、保護の対象という意味を含蓄すると考えられること、「こども」の方が、権利主体である子どもにとって理解しやすいこと等から、「子どもの権利条約」と表記することは一歩前進したものと評価できる。他方で、市民社会では、一般に「子どもの権利条約」と訳し、広く浸透してきた。そのため、さらに一般的に使われている「子どもの権利条約」と表記することも検討するように要望する。

#### (2)総括所見・一般的意見への言及について

中間整理において、「子どもの権利条約を誠実に遵守する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。」(中間整理38頁24～28行目)と言及したことは、高く評価する。もっとも、一般的意見への対応について「必要に応じて」という文言は削除されるべきである。

今後、こども家庭庁が中心となり、市民社会との対話を通して、総括所見及び一般的意見で指摘された内容についての取組状況を具体的に評価してさらに取組を推進し、次回の政府報告及び報告書審査に向けて、施策の一層の推進を図り、締約国としての

国際的な責任を果たしていくべきである。

#### (3)「こどもまんなか社会」及び

##### 「子どもの権利主体性」への言及

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、こどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらずひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会と定義し(同6頁4～8行目)、その上で、こどもまんなか社会の実現は、「こども・若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる」ことにつながる(同7頁6～7行目)としている。そして、「こども施策に関する基本的な方針」として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」(同7頁26～27行目、同8頁1～2行目)としており、「こどもまんなか社会」の実現及び子どもの権利主体性が言及されたことは大いに評価する。

こども家庭審議会基本政策部会(第7回)において、国連子どもの権利委員会前委員長の太谷美紀子弁護士が強調したとおり、「こどもまんなか社会」が、こどもの権利を基盤とするアプローチ(child rights-based approach)を取ることを明確にする必要がある。今後は、「こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する」(同8頁27～28行目)ための具体的な取組を同大綱において明記し、積極的に子どもの権利を基盤とした施策が実施されるべきである。

#### (4)自治体の子どもの権利相談救済機関及び

##### 子どもコミッショナーの設置

中間整理では、「貧困、虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する」(同8頁23～24行目)と保護と救済について言及され、「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方自治体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」(同14頁9～10行目)ことが明記されたことは評価できる。しかし、条例で救済機関を設置している自治体でも、

財源に乏しく十分な稼働ができていない状況もあるから、まず国においては、全ての地方自治体に子どもの権利を基盤とする子どものオンブズパーソンなどの制度を設置するよう指針の策定や財政措置も含めた支援を行うべきであり、さらに、大綱においては、国内人権機関として子どもの権利擁護委員会(いわゆる「子どもコミッショナー」)を設置して子どもの保護と救済が一義的に国の責務であると明確にして、検討を重ねていくこと、さらに加えて個人情報制度の整備についても表明するべきである。

#### (5)個別の具体的課題について

中間整理にて言及がなされていない国選付添人の範囲拡大の問題、無戸籍児問題、生殖補助医療と出自を知る権利の問題、学習指導要領などの教育に関する法令・ガイドライン整備の問題、スクールロイヤー制度整備の問題、学校における子どもに対する暴力の問題、不合理な校則と不適切な生徒指導防止の問題、教育の無償化、医療におけるインフォームド・コンセントなどの子どもの権利確保の問題、家事事件手続における子どもの手続代理人制度とその啓発不十分の問題、在留特別許可や難民の地位を求める子どもの問題、マイノリティの子どもへの差別防止の問題、児童福祉施設(保育所、児童養護施設、障害児施設など)における暴力、その他子どもに関わる場(塾、習い事、スポーツチーム、学童保育、芸能事務所、宗教施設など)における暴力からの救済問題については、同大綱において、言及されることを強く要望する。

また、宗教等二世の問題についても、可能な限り具体的な方策を伴って言及されることを強く要望する。

### 2 今後について

今後、こども・若者などの意見聴取を経た上で、年内にこども大綱が閣議決定される予定である。来年は、日本が子どもの権利条約を批准して30年の節目の年でもある。当連合会としても、子どもの権利条約に則ったこども施策が実施されるべく、活動をさらに進めていきたい。

日弁連一般ウェブサイトより意見書を御確認いただけます。

